

羽曳野市認可外保育施設指導監督要綱

制 定 平成 23 年 10 月 1 日

最近改正 令和 3 年 6 月 25 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成 12 年大阪府条例第 8 号)の規定に基づき、本市が行う児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)に定める認可外保育施設に対する指導監督を行い、これらの施設を利用している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱の対象は、羽曳野市内に所在する法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの(法第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含む。以下「認可外保育施設」という。)とする。

(指導監督の基準)

第 3 条 この要綱に基づく指導監督は、認可外保育施設指導監督基準(「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙の別添認可外保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。))により行うこととする。

(事前指導)

第 4 条 市長は、認可外保育施設の開設について、認可外保育施設を設置しようとする者から相談があった場合又は設置について情報等を得た場合は、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明し、法その他関係法令及び指導監督基準の遵守を求めるものとする。この場合において、法第 59 条の 2 第 1 項の届出を必要とする認可外保育施設(以下「届出対象施設」という。)に該当する場合にあっては、同項の届出を行うよう指導するものとする。

(設置の届出等)

第 5 条 届出対象施設の設置者は、事業の開始の日から 1 月以内に、法第 59 条の 2

第 1 項各号に掲げる事項を認可外保育施設設置届出書(様式第 1 号)により市長に届け出なければならない。

2 届出対象施設の設置者は、届け出た事項に変更が生じた場合は、変更の日から 1 月以内に認可外保育施設事業内容等変更届出書(様式第 2 号)により市長に届け出なければならない。

3 届出必要施設の設置者は、当該施設を廃止し、又は休止した場合は、廃止又は休止の日から 1 月以内に認可外保育施設(休止・廃止)届出書(様式第 3 号)により市長に届け出なければならない。

(届出指導)

第 6 条 市長は、届出対象施設であって開設後 1 月を経過しても前条第 1 項の規定による届出のない施設を把握した場合は、当該届出対象施設の設置者に対し、期限を定めて文書により同項の届出を指導するものとする。

(報告徴収)

第 7 条 市長は、羽曳野市内のすべての認可外保育施設の設置者又は管理者(以下「設置者等」という。)に対して、毎年 1 回、認可外保育施設の運営状況等について、期限を定めて文書により報告を求めるものとする。

2 市長は、認可外保育施設において次の各号に掲げる事例が発生した場合は、その設置者等に対して、当該各号に定める様式により速やかに報告するよう求めるものとする。

(1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合 事故等報告書(様式第 4 号)

(2) 当該施設に、24 時間かつ週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合 長期滞在児童報告書(様式第 5 号)

3 市長は、前 2 項に定めるもののほか、必要に応じて特別に報告を求めることができる。

(立入調査)

第 8 条 市長は、法第 59 条第 1 項の規定による届出対象施設に対する立入調査を、原則として年 1 回実施するものとする。ただし、届出対象施設以外の認可外保育施設についても同様に実施に努めるものとする。

2 市長は、重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときは、前項の調査とは別に立入調査を実施するものとする。

(改善指導等)

第9条 市長は、前条による立入調査の結果、指導監督基準に照らして改善を求めると認められる場合は、当該施設の設置者等に対し、文書により改善指導(以下「文書改善指導」という。)を行うものとする。ただし、立入調査の際、必要があると認められる場合は、文書改善指導に先立ち、口頭による指導を行うことができる。

(改善勧告)

第10条 市長は、文書改善指導を繰り返し行ったにもかかわらず、改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく認可外保育施設の設置者等に対しては、法第59条第3項の規定により改善勧告を行うことができる。ただし、児童の福祉のため特に必要があると認められる場合は、文書改善指導の手続を経ることなく、直ちに改善勧告を行うことができる。

2 市長は、改善勧告を行ったにもかかわらず、改善が行われていない場合は、法第59条第4項の規定により、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するとともに、当該施設の利用者に対し周知することができる。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第11条 市長は、前条第1項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は改善指導若しくは改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、第三者の意見を聴き、当該設置者等の事業の停止又は当該施設の閉鎖を命ずることができる。ただし、児童の生命又は身体の安全を確認するために緊急を要するなど、第三者の意見を聴くいとまがないときは、第三者の意見を聴くことなく、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

2 市長は、事業の停止又は施設の閉鎖命令を行った場合は、その処分の内容等について公表するものとする。

(情報提供)

第12条 市長は、認可外保育施設の基本情報等について、ホームページへの掲載その他

相当と認める方法により情報提供を行うものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。